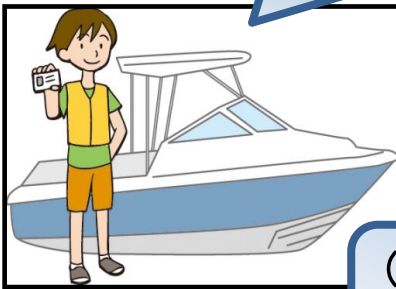


■ 水上オートバイやモーターボートの小型船舶を利用する皆さんへ

(1) 免許者の自己操縦



(3) 危険行為（暴走・引き波・見せびらかし）は行わない。

(2) ライフジャケットの着用

(4) 酒気帯び操縦の禁止
(R元. 7.1 茨城県改正条例の施行)(5) 水面へ昇降するスロープ付近では徐行。
(水上オートバイは時速8 km以下)(6) 非動力船及び釣り人の付近では最徐行。
(水上オートバイはアイドリングスピード
＝ 時速5 km以下)(7) 作業船や作業の付属設備には近づかない。
やむを得ない場合は、徐行して通航。(8) 離岸・接岸する非動力船には近づかない。
また、非動力船の前面を横切ったり、
左右に近づかない。(9) 水上オートバイは夜間（日の入りから日の
出まで）や早朝の通航は行わない。(10) エンジンやマフラーなどを改造した水上オ
ートバイやモーターボートは使用しない。(11) 水上オートバイやモーターボートは人家近くでエンジンの空ぶかしをしない。
全ての箇所では不必要な空ぶかしにより騒音を出さない。

■ 水面利用する全ての皆さんへ

(12) 堰のゲート付近は利用しない。（水面通航を含む） 福岡堰の導水路内も通航しない。

(13) 橋脚周り、樋管付近は利用しない。（水面通航を含む）

(14) 河川区域内の水面及び河川敷の排他独占的な利用は行わない。

(15) 水面、スロープ、河川敷は譲り合って利用し、立入禁止柵などで独占的な利用をしない。

(16) スロープを造成したり、土地の形状変更を行わない。

(17) 車両の走行は徐行とし、堤防斜面を登り降りしない。

(18) 通路をふさぐ駐車・水ぎわ駐車などの迷惑駐車はしない。

(19) 大声で騒ぐなど、周辺住民の迷惑になる騒音を出さない。

(20) 水上での給油、油缶の放置は絶対にしない。

(21) ゴミや、不要な釣り糸、釣り針、餌などは持ち帰る。

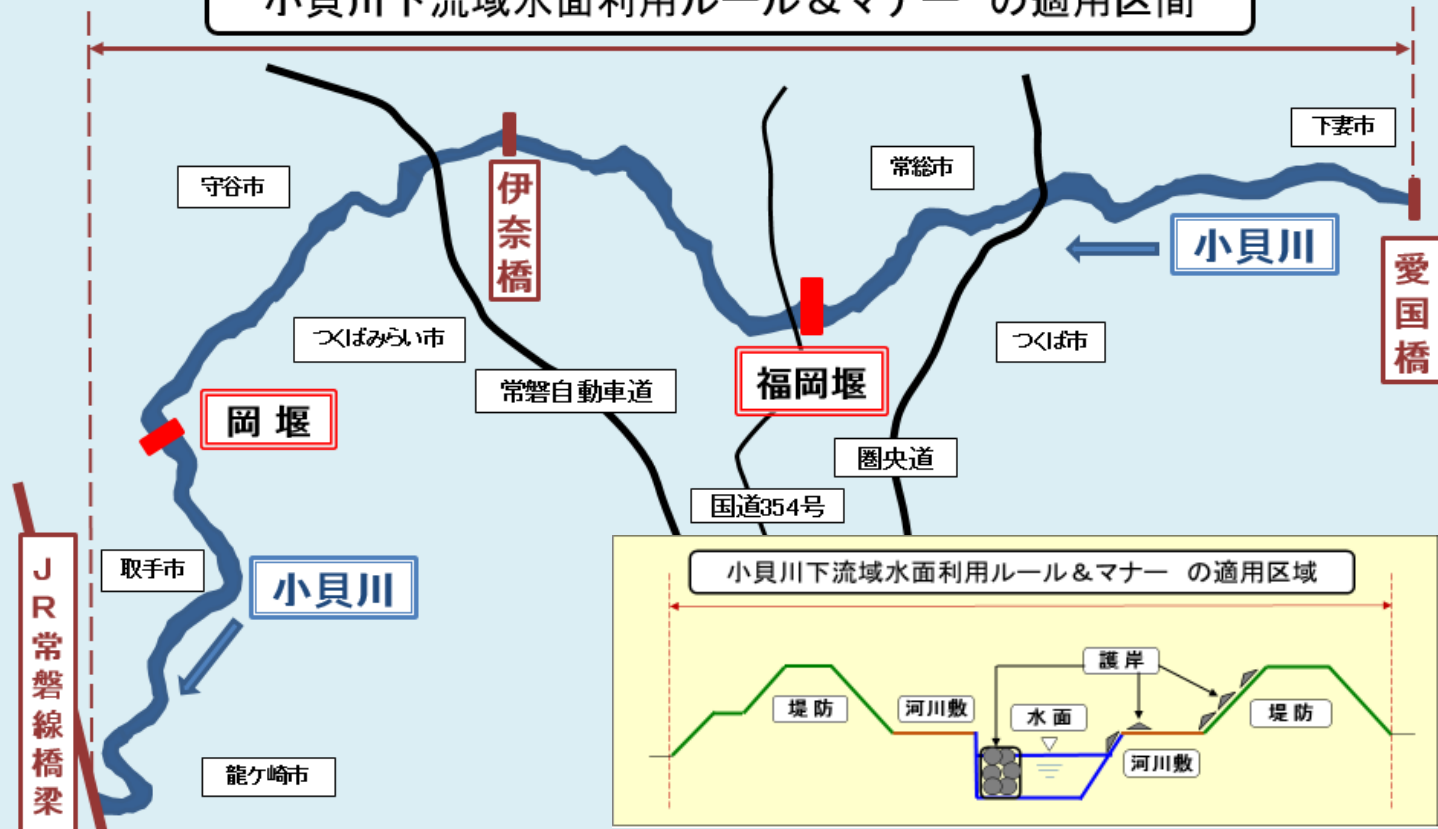
(22) 直火禁止。また、バーベキュー道具・食器類を川の水で洗わない。

(23) 船舶は、係留したままにせず日々持ち帰る。

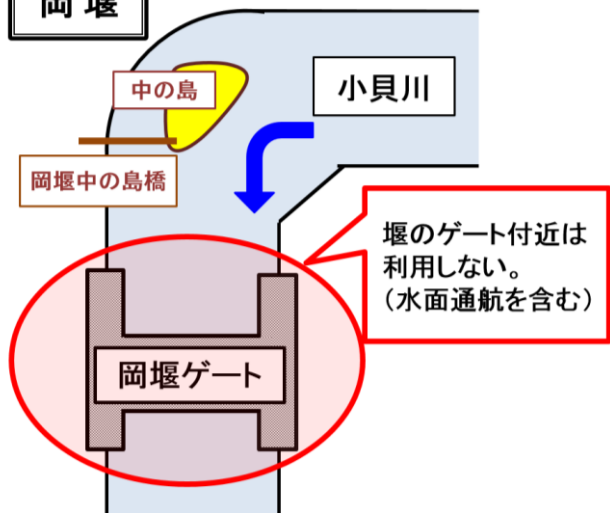
小貝川下流域 水面利用ルール＆マナー

要約版

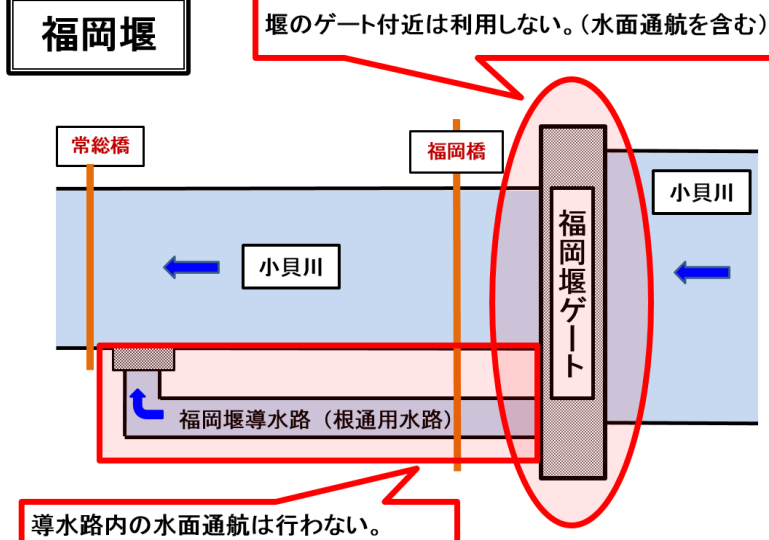
小貝川下流域水面利用ルール＆マナー の適用区間



岡堰



福岡堰



○事故に関すること

救急救命 119番

警察 110番

○ブイの設置やイベントの開催など 河川の利用に関すること

(JR常磐線橋梁～伊奈橋)
国土交通省 藤代出張所
0297-83-5126

(伊奈橋 ～ 愛国橋)
国土交通省 水海道出張所
0297-22-0245

○油の流出に関すること

鬼怒川・小貝川通報連絡センター
下館河川事務所 管理課
0296-25-2169



小貝川下流域 水面利用等協議会

事務局
0296-25-2151